

ひとり親家庭等認可外保育施設 利用料補助事業



ひとり親家庭等における認可外保育施設の利用料の負担を軽減することにより
ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与することを目的としています。

対象者：市内に住所を有し、次の3つの要件すべてに該当する待機児童の保護者

- ☐ 【児童扶養手当受給者証】又は
【うるま市母子及び父子家庭等医療費助成金受給者証】を持っている保護者
- ☐ 保育の必要性の認定(2号又は3号)を受けている課税世帯の0～2歳児の保護者
- ☐ 市内認可保育所等の利用申し込みを行ったが、定員に空きがない等の理由により
認可外保育施設(指導監督基準証明書を有する)を利用しているこどもの保護者

補助額：

上限 33,000円

子どもが利用する保育施設が定める
利用料から子ども・子育て支援法に基づき
市が定める利用者負担額を控除した額です。

※保育施設の定員に
空きができ、案内さ
れた時点で補助の対
象外となります



対象期間：

申請をした日の属する翌月～当年度3月末日まで

当該日が月の初日である場合は当該日の属する月からとなりますので
お早めに手続きをしてください。※年度ごとに申請が必要です。

◆補助申請手続きに必要なもの

補助の認定を受けるにはうるま市役所担当窓口にて申請を
してください。申請後に『利用資格認定書』を交付します。

- ① 【児童扶養手当受給者証】又は
【うるま市母子及び父子家庭等医療費助成金受給者証】の写し
- ② 【支給認定証】（市町村が発行）
- ③ 【ひとり親家庭等認可外保育施設利用料補助事業利用認定申請書】
- ④ 【ひとり親家庭等認可外保育施設利用料補助事業利用証明書】（認可外保育施設が交付）
- ⑤ 【認可外保育施設の年齢別利用料月額と明細がわかる資料】（しおり・パンフレット等）
- ⑥ 【その他市長が必要と認める資料】

※「うるま市外へ転出する場合」「対象者の要件に該当しなくなった場合」は
すみやかに【変更及び喪失届出】を担当課へ届け出てください。

